

平成 29 年 5 月 11 日

お 客 様 各 位

山 形 信 用 金 庫  
理 事 長 山 口 盛 雄

### 貸付条件の変更等に関する当金庫の取組み状況の公表について

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（中小企業金融円滑化法）は、平成 25 年 3 月末日をもって期限を迎えましたが、同法期限到来後、本年 3 月までの中小企業向け融資及び住宅ローンに係る貸付条件の変更等に関する当金庫の取組み状況の概要を次のとおりお知らせいたします。

これまで当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力で取り組んでまいりました。この方針は同法の期限到来後も何ら変わらず、従来どおり中小企業のお客様及び住宅ローンをご利用のお客様からのお借入れ条件の変更等のご相談・お申込みには真摯に対応してまいります。

詳細は次ページをご覧ください。

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	3,041	3,198	3,353	3,585	3,772	3,958	4,121	4,316	4,517	4,705	4,855	5,015	5,348	5,751
うち、実行に係る貸付債権の数	2,779	2,921	3,097	3,293	3,450	3,656	3,799	3,997	4,183	4,361	4,523	4,665	4,975	5,349
うち、謝絶に係る貸付債権の数	141	154	156	156	163	176	176	179	183	188	196	196	207	218
うち、審査中の貸付債権の数	34	33	9	42	64	25	45	29	40	42	14	29	37	50
うち、取下げに係る貸付債権の数	87	90	91	94	95	101	101	111	111	114	122	125	129	134

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数  
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成25年 6月末	平成25年 9月末	平成25年 12月末	平成26年 3月末	平成26年 6月末	平成26年 9月末	平成26年 12月末	平成27年 3月末	平成27年 6月末	平成27年 9月末	平成27年 12月末	平成28年 3月末	平成28年 9月末	平成29年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	216	226	235	245	253	267	279	296	308	320	330	340	360	385
うち、実行に係る貸付債権の数	181	192	202	210	217	231	240	254	266	282	290	301	319	342
うち、謝絶に係る貸付債権の数	23	25	26	26	27	28	29	30	31	31	31	31	31	33
うち、審査中の貸付債権の数	6	3	1	3	2	1	3	5	4	0	2	0	2	2
うち、取下げに係る貸付債権の数	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	8	8	8